



R3年度
最低賃金
時間額(円)

R3年度
引き上げ
額(円)

発効日
(R3年)

最低賃金 改定状況

— 令和3年度 地域別最低賃金 —

令和3年度 地域別最低賃金が全地域で確定しました。

地域別最低賃金は、その地域で働くすべての労働者に適用されます。

「パートだから」「学生だから」「外国人だから」「研修期間だから」

「労働者と使用者双方が合意しているから」

などを理由にして最低賃金未滿で働かせることは原則できません。

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする場合は、

労働局長の許可が必要です。

また、特定(産業別)最低賃金も適用となる場合、

高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

